

## 第 27 回伊達市都市計画審議会議事録

日 時 令和 4 年 7 月 7 日 (木) 14 時 50 分～15 時 20 分  
場 所 伊達市役所本庁舎議会棟 2 階 特別会議室  
出席者 12 名 (奥村誠委員、杉明彦委員、渡邊武委員、清野直人委員、石津伸一委員、  
菅野喜明委員、大條一郎委員、安藤喜昭委員、高橋一由委員、  
佐藤実委員、安澤実委員、横山健一委員)  
欠席者 3 名  
議 事 報告第 1 号「第 26 回都市計画審議会議案の処理経過について」  
議案第 1 号「県北都市計画下水道の変更について」

14 : 50 開始

<p>【開会】 建設部理事</p>	<p>それでは、第 27 回伊達市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>会長選出までの間、進行をさせていただきます建設部理事兼都市整備対策政策監の高橋一夫と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、配布資料の確認をさせていただきます。お手元のファイルに、次第、名簿、座席表、概要、報告第 1 号、議案第 1 号、伊達市都市計画審議会条例及び会議運営規則が綴られておりますので、不備等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。</p> <p>また、別途お配りしている封筒に都市計画図の総括図と用途地域図が入っておりますのでご確認ください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>次に、本日の会場のマイクについて申し上げます。今回の会議についてはマイクを使用しないことといたしましたので、そのまま、ご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、審議に先立ちまして皆様方へお願いがございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止として、委員の皆様には、飛沫感染防止のため、マスクの着用と咳エチケットの徹底にご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、本日の委員の皆様の出席状況の報告でございます。</p> <p>本日、名簿 11 番の佐藤委員、名簿 13 番の高野委員、名簿 14 番の柳沼委員が欠席でございます。</p> <p>15 名の委員のうち 12 名の方がお揃いですので、伊達市都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、本審議会が成立しておりますこ</p>
-----------------------	--

	<p>とを、ご報告申し上げます。</p>
<p>【会長選出】 建設部理事</p>	<p>続いて、次第の2 会長選出に移ります。伊達市都市計画審議会条例第5条第1項で、会長は学識経験のある者の中から選出することと規定しております。委員の皆様から自薦あるいはご推薦の発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>石津委員</p>	<p>はい。</p>
<p>建設部理事</p>	<p>石津（イシツ）委員、お願いします。</p>
<p>石津委員</p>	<p>伊達市都市計画審議会の会長に、東北大学災害科学国際研究所の教授であり、都市計画の専門家であります奥村 誠（オクムラ マコト）委員を推薦いたします。</p>
<p>建設部理事</p>	<p>ただいま、石津（イシツ）委員より奥村 誠（オクムラ マコト）委員を会長に推薦する提案がありましたが、ほかにございますでしょうか。</p> <p>それでは、委員の皆様にご改めお諮りいたします。奥村 誠（オクムラ マコト）委員を会長の選出することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・</p> <p>はい、ご異議がないようですので、全員賛成ということで、本審議会の会長に奥村誠（オクムラ マコト）委員を選出することといたします。</p> <p>それでは、奥村委員にご挨拶を頂戴したいと思います。また、職務代理者の指名もよろしく願いいたします。</p>
<p>奥村会長</p>	<p>ただ今、皆様のご選任をいただきました奥村でございます。一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>伊達市においては、震災後に横断道（東北中央自動車道）が建設される一方で、水害も発生するなど大きな変化がありました。</p> <p>今年に入りましてからはウクライナの情勢の影響もあるなど、これ</p>



<p>【議事録署名人の指名】</p>	
<p>奥村議長</p>	<p>続きまして、次第の4 議事録署名人の指名に移りたいと思いますが、今回は、名簿12番の安澤（アンザワ）委員と名簿15番の横山（ヨコヤマ）委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。</p>
<p>安澤委員</p>	<p>（承諾）</p>
<p>横山委員</p>	<p>（承諾）</p>
<p>奥村議長</p>	<p>また、伊達市都市計画審議会会議運営規則第12条の規定により、会議は非公開といたします。なお、議事録については、市のホームページ等にて公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>・・・・・・・・・・異議なし、との声あり・・・・・・・・・・</p>
<p>奥村議長</p>	<p>はい、ご異議がないようですので、議事録は公開することといたします。</p>
<p>【都市計画の概要及び都市計画審議会について】</p>	
<p>奥村議長</p>	<p>それでは、次第の5「都市計画の概要及び都市計画審議会について」ですが、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局（都市整備課長）</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局（都市整備課長）</p>	<p>本日は委員改選後、最初の審議会ということもございますので、都市計画の概要及び都市計画審議会 について、私、都市整備課長の齋藤が簡単にご説明いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>資料の都市計画の概要のページをお開きください。</p> <p>それでは、「都市計画の概要及び都市計画審議会」につきまして、私、都市整備課の齋藤がご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>

お配りしている資料「伊達市都市計画の概要と都市計画審議会」をご覧ください。前方のスクリーンにも、同じものを映しますので、あわせて、ご確認いただければと存じます。

まず、伊達市の都市計画制度についてご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

伊達市には、赤い線で囲われている線引きの県北都市計画区域と緑の色で囲われている非線引きの霊山都市計画区域があり、それ以外の地域は都市計画区域外となっております。

4ページをお開きください。

線引きの都市計画区域には、既に市街地が形成され、用途地域が指定されている「市街化区域」と、農林漁業を営む環境や、保護すべき自然環境を保全していく「市街化調整区域」とに分かれています。

また、非線引き都市計画区域は、用途地域のみが指定されている区域となります。

5ページをお開きください。

平成28年3月に伊達市都市計画マスタープランを策定し、本市が目指す将来像の実現のために、目標や構想を設定しており、都市計画の将来像や街づくりの指針を示すものになります。

6ページに伊達市の将来都市構想図がございますので、ご確認ください。

7ページをお開きください。

地区計画とは、住民の身近な生活空間である地区を単位として公共施設の配置や建築物に関する制限を定め、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを誘導しようとするものを指し、地区計画を決定し立地基準を満たすことで、市街化調整区域内でも開発行為が可能となります。

8ページをお開きください。

こちらは、伊達市における地区計画の種類のイメージ図になります。伊達市では、市街化区域隣接型、駅近接型、沿道型（非住居系）、既存集落型、宅地活用継続型、地域振興型の6つに分類しており、次の9ページには、これまでに決定された地区計画を一覧にしておりますので、ご確認ください。

10ページ及び11ページについては、実際に市街化調整区域で行った地区計画の事例として、既存集落型の事例である「上保原寺前、上保原大木田地区計画」と沿道型非住居系の事例である「上保原正地内地区計画」について紹介しておりますので、ご確認下さい。

<p>奥村議長</p>	<p>12 ページをお開きください。</p> <p>最後になりますが、都市計画審議会の目的についてご説明いたします。</p> <p>この都市計画審議会とは、都市計画法第 77 条の 2 の規定に基づき、本市が定める都市計画に関する事項を調査審議するために、設置される機関になります。</p> <p>都市計画は、将来像を決めるものであり、土地の利害や市民生活に大きな影響を及ぼすものになりますので、委員の皆様におかれましては、調査審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局より説明ありました内容について、ご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>【報告】 奥村議長</p>	<p>それでは、次第の 6 報告第 1 号「第 26 回都市計画審議会議案の処理経過について」の説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局（都市整備課長）</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>奥村議長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局（都市整備課長）</p>	<p>それでは、報告第 1 号「第 26 回都市計画審議会議案の処理経過について」を、私、都市整備課長の齋藤がご説明申し上げます。よろしく願いいたします。</p> <p>お配りしている資料「第 26 回都市計画審議会議案の処理経過について」をご覧ください。前方のスクリーンにも、前回の審議案件の位置図や地区整備計画図を映しますので、あわせて、ご確認いただければと存じます。</p> <p>前回の審議会において「議案第 1 号」でご審議いただきました伊達地域の「箱崎布川地区計画の決定」でございますが、令和 4 年 4 月 13 日付けで都市計画決定の告示を行いました。</p> <p>事務局からの、報告第 1 号の説明は、以上でございます。</p>

<p>奥村会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局より説明ありました内容について、ご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。何かございませんか。</p>
<p>【議事】</p> <p>奥村会長</p>	<p>次に、次第の7 議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「県北都市計画下水道の変更について」の説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局 (下水道課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>奥村会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事務局（下水道課長）</p>	<p>下水道課長の佐藤です。</p> <p>それでは、議案第1号「県北都市下水道の変更について」ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料1ページをご覧ください。</p> <p>今回変更となるのは、排水区域でございます、排水区域を約691ヘクタールから約712ヘクタールへ、面積を約21ヘクタール追加・拡大するものでございます。</p> <p>前方のスクリーンをご覧ください。これは、お手元の資料6ページの「伊達市公共下水道総括図」でございます。</p> <p>新たに追加される区域は、赤い線で囲まれている区域で、伊達地域の堂ノ内地区の約20ヘクタールと保原地域の道城場（どうじょうば）地区の約1ヘクタールでございます。</p> <p>変更の理由でございますが、今回変更の対象となる区域（堂ノ内地区、道城場地区）は共に民間開発が進められており、水質保全や環境保全の観点より、公共下水道による汚水処理が効果的かつ経済的であることから排水区域に追加するものでございます。</p> <p>堂ノ内地区は、伊達市都市計画マスタープランにおいて新たな都市機能の誘導拠点として位置づけられており、都市計画法に基づく地区計画が決定されているエリアでございます。</p> <p>道城場地区は、既存の市街化区域に隣接しており、都市計画法に基づく福島県開発審査会の議決を経て、認定こども園の立地が予定され</p>

	<p>ています。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>新旧対照表でございますが、下水道の名称については変更ございません。排水区域については、先ほどもご説明しましたように約691ヘクタールから約712ヘクタールへ拡大するものでございます。の下水管渠につきましては、変更ございません。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。</p> <p>前方のスクリーンには、お手元の資料7ページの参考図（字界図）を映しております。</p> <p>新たに都市計画に含まれる土地の区域ですが、堂ノ内地区については福島県伊達市堀切端の全部の区域、一本木、鶴田及び堂ノ内の各一部の区域、道城場地区については保原町大泉字道城場の一部の区域でございます。都市計画から除外される土地の区域については、該当ございません。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>参考資料でございますが、下水道計画区域の変更の概要を示しておりますので、ご確認の程よろしく申し上げます。</p> <p>なお、9ページ以降についてですが、参考としまして公共下水道計画説明書の概要版となりますので、ご確認ください。</p> <p>以上を持ちまして、甚だ簡単でございますが、県北都市計画下水道の変更について説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
奥村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回の審議会につきまして、会議の効率化を図るために、議案について、事前に各委員より意見をいただいております。</p> <p>提出された意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (下水道課長)	はい、議長
奥村議長	どうぞ。
事務局 (下水道課長)	<p>それでは、委員の皆様から提出された意見について、ご説明いたします。</p> <p>まず、1つ目の菅野委員からの「今後の計画区域の見通しは、どのようになっているのか。」というご質問にお答えいたします。</p>



<p>奥村議長</p>	<p>見直しにつきましては、県北下水道の定期見直しに合わせ 5 年に 1 度計画の見直しを行う予定でございます。なお、民間開発に伴う計画区域の見直しが必要となる場合があります。</p> <p>2 つ目、同じく菅野委員からの「現在の接続率と向上にむけてどのような対策を考えているのか。」についてお答えいたします。</p> <p>現在の伊達市の下水道接続率は 74 パーセントでございます。市としましては、下水道の接続率向上を図るため未接続者への接続勧奨を行います。今年度においても、実施する予定でございます。</p> <p>3 つ目、高橋委員からの「堂ノ内地区土地区画整理区域内に農地として使用している土地がある場合、将来、下水道に接続することは可能なのか。」についてお答えいたします。</p> <p>下水道への接続は可能でございます。事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局より意見について説明がありましたが、その他、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これで議案第 1 号について審議を終了しまして、引き続き、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 1 号について、当審議会として、了承することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、との声あり)</p>
<p>奥村議長</p>	<p>それでは、異議なしと認め、議案第 1 号について、審議会として了承することとします。</p> <p>本日の議決する内容について、採決が終了しましたので、答申すべき内容について確認したいと思います。事務局お願いします。</p> <p>(事務局で答申書(案)を配布)</p>
<p>奥村議長</p>	<p>ただ今、事務局で配布しました答申書(案)のとおり答申することにご異議ありませんか。</p>

<p>【閉会】</p>	<p>(異議なし、との声あり)</p> <p>それでは、答申書については、審議会終了後、私から市長へ提出することとします。以上で議事を終了します。</p> <p>本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これもちまして、第 27 回伊達市都市計画審議会を終了いたします。また、次回以降もよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>15 : 20 終了</p>
-------------	--